

卸・小売業・サービス業・製造業を営む
小規模事業者のICTを活用した新たな
取組を応援します！

令和8年4月

宇都宮市ICT利活用促進補助金

市では、市内の卸・小売業やサービス業及び製造業の小規模事業者の方々が、業務の効率化や売上アップを図るため、ICT(ソフトウェア、サービス等)を導入する場合に、その導入にかかる経費の一部を助成します。

<補助対象者>

卸売業・小売業・サービス業・製造業の小規模事業者(※)で、市税の滞納をしていない者

※ 小規模事業者とは … 卸売業・小売業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)は、常用雇用する従業員が5人以下
製造業、サービス業のうち宿泊業・娯楽業については、常用雇用する従業員が20人以下

<補助の内容>

補助率	1/3
限度額	30万円
対象経費	POSレジシステム、パッケージソフトの導入、ホームページ開設費用 など

<補助対象事業>

ICTの導入により、業務の効率化や売上アップが見込まれる取組

取組例

- ・卸売業・小売業等における「在庫管理システム」の導入
- ・製造業等における「販売管理、監視システム」の導入
- ・小売業・飲食サービス業等における「ホームページ」の開設
- ・宿泊業・飲食サービス業等における「予約管理システム」の導入 など



<申請手続>

- ・申請期間 令和8年4月1日～令和9年1月末日
- ・申請方法 商工振興課窓口まで申請書類を持参してください。

※ 注意1 補助金の交付決定前に契約・導入されたものについては、補助対象となりません。
必ず交付決定を受けた後に補助事業を開始してください。

※ 注意2 補助金の申請には、宇都宮商工会議所又はうつのみや市商工会の支援を受けて、経営計画・補助事業計画を立てる必要があります。計画書の作成については、令和8年12月までに宇都宮商工会議所又はうつのみや市商工会へ相談してください。

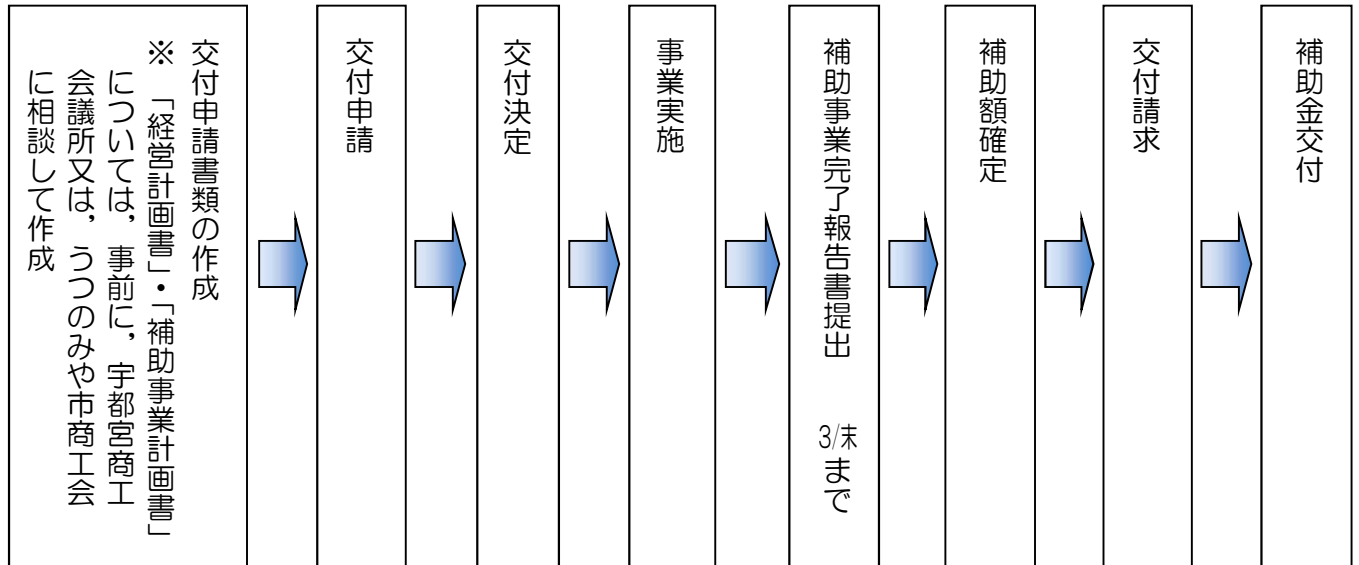
【問い合わせ先】

補助対象となる事業や提出書類などの詳細については、下記までご相談ください。

宇都宮市商工振興課 商工振興グループ 電話：632-2434

FAX：632-5420 E-mail：u2310@utsunomiya.city.tochigi.ne.jp

◆ 補助金申請の流れ



【経営計画書・補助事業計画書についての問い合わせ先】

- 宇都宮商工会議所 経営支援部 電話：637 - 3131（上河内地区，河内地区以外の地域）
- うつのみや市商工会 電話：673 - 1830（上河内地区，河内地区）

◆ 提出書類について

交付申請に提出する書類	(1) 補助金等交付申請書（様式第1号） (2) 会社概要（様式第2号） (3) 経営計画書（様式第3号又はこれに準ずるもの） (4) 補助事業計画書（様式第4号又はこれに準ずるもの） (5) 補助対象経費が確認できる見積書等の写し (6) 法人の場合にあっては、その法人の登記事項証明書
補助事業完了報告に提出する書類	(1) 補助事業完了報告書（様式第7号） (2) 補助金等交付決定通知書の写し (3) 補助対象経費が確認できる請求書及び領収書等の写し (4) 導入したICTツールの写真又は概要図
交付請求に提出する書類	(1) 補助金等交付請求書（様式第9号） (2) 補助金等確定通知書の写し (3) 振込口座がわかるもの

※ 各様式は市ホームページからダウンロードできます。